

知的資産経営報告書の活用の現状と課題

—継続的な開示を中止した企業の事例研究—

Current Situation and Issues of Intellectual Asset-Based Management Report:
The Case Study of the Company which Stopped Constant Disclosure of the Report

広島大学大学院社会科学部 博士課程後期課程
虫明 千春

1. はじめに

知識競争時代に突入した現在において知的資産経営が注目されるなか、わが国において企業の見えにくい知的資産を可視化するツールである知的資産経営報告書(以下、「報告書」という)を活用する企業を対象とした研究が進められている。報告書は、人的資産や組織力等の知的資産、ブランドやノウハウ等の知的財産、そして特許権や意匠権等の知的財産権を所有する企業が活用するためのものである。

本稿の目的は、報告書を継続的に活用するうえでの問題に着目し検討することである。研究方法は、経済産業省の「知的資産経営ポータル」に掲載されている企業をケースとして選定したうえで、企業が報告書を継続的に開示していない理由をヒアリング調査により明らかにし、その理由を基に分析し検討するものである。企業がどのような理由により報告書を継続的に開示していないのかを調査し、その要因を解明することが、報告書の全国的な普及に繋がる礎になるものと確信する。

2. 先行研究と問題意識

近年において、企業の知的資産経営の実態と報告書の開示を対象としたケーススタディによる分析が重要視されている。例えば、古賀ら(2008)は「知的資産報告書の公表は、新たなレ

ポーティングないしコミュニケーション・ルーティンを開くことができた。それは、新たな創造的ルーティン、つまり、『型』をなす可能性をもち、継続的な自己革新プロセスを繰り返しつつ、知識創造を可能とするものである (p.45)」と述べており、報告書の活用が新たな知識創造を促進すると考察している*1。

そして、窪田ら(2013)は「報告書を定期的に作成するよう公式化すると、必然的に会社の現状やインタングブルズについての議論が増えることになる。つまり、報告書そのものが、従業員間のコミュニケーション・ツールとして、構造資産となっていることがわかる (p.266)」と述べており、報告書の導入により企業が経営課題の克服などの成果を上げたことを論じている*2。

確かに、先行研究のケーススタディによる分析結果から、報告書を活用することで構造資産の構築に繋がるといった有効性は確認できる。しかし、報告書の有効性が確認されるものの、報告書を継続的に開示する企業が多いとは言えないものと判断する。経済産業省の「知的資産経営ポータル」において、2005年から2008年までの4年間に報告書を開示した事例企業(n=59)にターゲットを絞り、企業のウェブサイトにおける企業情報あるいは沿革等において報告書の開示状況を調査した結果、2014年3月末日までに、実に64%の企業が1回しか報告書

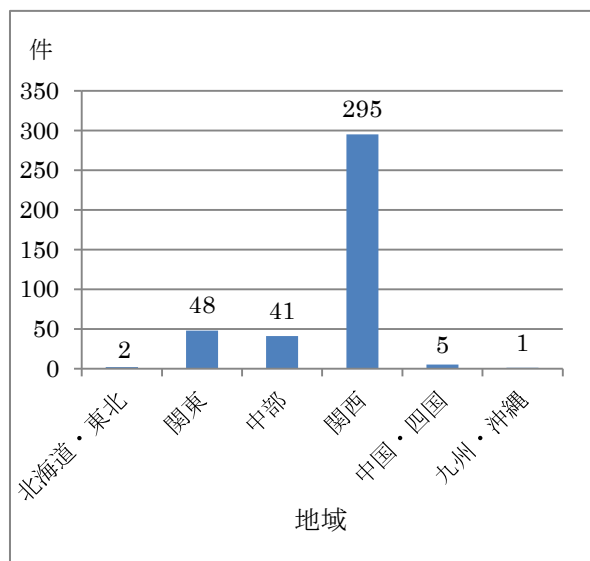
を開示していないことが明らかとなった*3。

経済産業省が 2005 年 10 月に公表した「知的資産経営の開示ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の「その他の留意点」には、「開示は必ずしも『年度』という単位にとられる必要はないが、継続的に行われることが望ましい（p.5）」とある*4。そして、中小企業基盤整備機構が 2007 年 3 月に公表した「中小企業のための知的資産経営マニュアル」（以下、「マニュアル」という）の「知的資産経営とは」には「知的資産経営報告書も継続的な開示によって、当該企業の『変わるもの』、『変わらないもの』をステークホルダーに知らせる意義を持っており、継続的に作成、開示することを強く推奨したい（p.9）」とある*5。

このことから、知的資産は時代や環境によって変化するため、報告書を継続的に活用することの必要性が確認できる。そこで、報告書を継続的に開示していない企業の調査を基に分析および検討し、報告書を継続的に活用するうえでの問題を明らかにする。

3. 報告書の開示状況

ガイドラインおよびマニュアルにおいて、報告書の活用を推奨している。ガイドラインおよびマニュアルでは、企業に対し MERITUM (Measuring Intangibles to Understand and Improve Innovation Management) プロジェクトが提唱する人的資産、構造資産、そして関係資産といった財務諸表等から読み取ることができない知的資産をステークホルダーに伝える役割を持つ報告書の作成を推進している*6。



【図 1】地域別による報告書の作成件数

注：地域別による分類は、報告書を開示する企業の本社所在地によるものである。

（出所：経済産業省の知的資産経営ポータル (<http://www.jiam.or.jp/CCP013.html> 2016 年 5 月 1 日アクセス) において、2016 年 4 月 30 日までに掲載された企業の報告書の情報を基に、筆者作成)

図 1 は、経済産業省の「知的資産経営ポータル」において掲載が開始された 2005 年から 2016 年 4 月 30 日までに掲載された報告書を基に、地域別による報告書の作成件数を表したものである。図 1 から、報告書を開示している企業は、関西が最も多く、北海道・東北、中国・四国、および九州・沖縄では、極小数の企業しか報告書を開示していないことが確認できる。

関西が関東の約 6 倍も多く経済産業省の「知的資産経営ポータル」に掲載されている要因には、近畿経済産業局においてガイドラインが公表された同年の 2005 年より報告書の積極的な活用を推奨する活動がなされており、各種調査やセミナーといった取り組みが開始されていることが挙げられる。さらには、京都府の産業支

援の一環とされ 2008 年より実施された「知恵の経営」の取り組みなどの功績による影響も大きい。

現状において、報告書の活用度合いが地域によって大きく異なるため、わが国の企業全般に普及しているとは言い難いものと判断する。しかし、関西および関東以外においても報告書の活用を推進する取り組みは徐々に進められている。例えば、広島県では公益財団法人ひろしま産業振興機構において金融機関と連携し、2014 年より知的資産経営支援の取り組みの一環として、報告書の作成が推進されている。これにより今後広島県では、報告書の認知度が高まり報告書を活用する企業が増加するものと判断する。

ルールや情報についても妥当することであるが、どのようなシステムにおいても、それが社会的に信頼され、そしてその本来の機能を十分に発揮するためには、それらのシステムが社会的に認知されている必要がある*7。ゆえに、わが国の企業が知的資産の重要性に着目し、知的資産経営の機能を十分に発揮させるためには、報告書の活用が社会的に認知されるための活動をしなければならない。

4. 報告書の継続的な開示を中止した企業の事例

【1】企業概要

経済産業省の「知的資産経営ポータル」において 2005 年から 2008 年までの 4 年間に報告書が掲載されている事例企業（n = 59）のうち、2014 年 3 月末日までに 5 回以上報告書を開示している企業（n = 7）および常に同じ報告書をウェブサイトにおいて開示している企業（n = 3）を除いた企業（n = 49）を対象にヒアリング調査を行った*8。その結果、報告書を継続的に開示していない理由について、6 社から回答を得ることができた。

本研究にあたり、6 社のうち株式会社ニーモニックセキュリティ（以下、「ニーモニックセキュリティ社」という）、株式会社オールアバウト（以下、「オールアバウト社」という）、イーパーセル株式会社（以下、「イーパーセル社」という）、有限会社京都情報化支援事務所（以下、「京都情報化支援事務所」という）の 4 社のヒアリング調査について検討する。なお、残りの 2 社については「おわりに」において述べる。

4 社の企業概要は次のとおりである。

【表 1】ヒアリング調査を行った企業の企業概要

	資本金	社員数	売上実績	所在地
ニーモニックセキュリティ社 (2007 年度報告書)	25,000,000 円	非公開	9,000,000 円 (2007 年 9 月期)	大阪府
オールアバウト社 (2015 年 2 月 6 日 現在 WEB サイト)	1,174,283,000 円	役員 6 名 従業員 154 名	4,421,000,000 円 (2014 年 3 月期)	東京都
イーパーセル社 (2007 年度報告書)	113,007,250 円	8 名 (含む経営陣)	178,984,000 円 (2006 年度)	東京都
京都情報化支援事務所 (2008 年度報告書)	3,000,000 円	非公開	非公開	京都府

筆者作成

以下、4社の報告書の内容およびヒアリング調査の回答を報告する。

【2】ニーモニックセキュリティ社のケース

ニーモニックセキュリティ社は、1995年11月に大阪市に設立された、捺印署名の後継となる本人認証技術を開発し、その普及を図る企業である。ニーモニックセキュリティ社は、本人認証技術において、既に本人が記憶しているイメージ情報（子供、友人、昔の写真等）をパシンボルとした世界的にもユニークな技術（長期視覚記憶活用本人認証技術および秘密鍵秘匿技術）の実用化に成功しており、その技術を核とした事業化が行われている。

ニーモニックセキュリティ社では、経済産業省のガイドラインに準拠して報告書が作成されており、知的資産を「ユニークな本人認証技術」「アイデアの創造力」「開発・事業化の体制（スピード）」「大学とのアライアンス」「ソフトウェア開発会社・事業会社とのアライアンス」「有識者との人的つながり」の6つのカテゴリーによって分類している（2007年9月期報告書、11-14頁）。ニーモニックセキュリティ社は、2005年、2006年、2007年の3年に渡り報告書を開示した後に、作成および開示の中止を決定した。

2013年5月8日に、ニーモニックセキュリティ社の取締役梶野隆平氏に対しヒアリング調査を行った結果、次の6つの理由により報告書の作成および開示の中止を決定したとのことであった。

- ① 本当に金融機関等の審査に有効に働くか疑問に感じた。
- ② 外部から専門家を呼ぶ必要がある。
- ③ 報告書が、何かに役立ったように思えなかった。
- ④ 報告書を作成するような専門の部署がない。

⑤ 報告書を作成するのにかなりの労力を要する。

⑥ 実際に作成してみて、継続して開示するのは難しいと感じた。

報告書の作成および開示の中止を決定した理由の「①本当に金融機関等の審査に有効に働くか疑問に感じた」という理由に、「金融機関等の審査に対し、報告書がどの程度有効であると感じたか」と質問をすると、ニーモニックセキュリティ社は「5～10%ぐらいだと思う」と回答した。また「②外部から専門家を呼ぶ必要がある」では、「報告書の作成には、大きなコストがかかる」との指摘があり、さらに「⑥実際に作成してみて、継続して開示するのは難しいと感じた」では、「勤務時間外での作成を要するため、負担が大きい」との回答であった。

【3】オールアバウト社のケース

オールアバウト社は、2000年6月に東京都に設立されたインターネット情報サービス業を営む企業である。オールアバウト社は、専門ガイドによる総合情報サイトの運営およびインターネット広告事業を主な事業内容としている。総合情報サイトでは、870人の様々な分野の専門家が1,294テーマで情報を発信しており、多くのユーザーに対し専門家ならではの知識や知恵を活かしたサービスを提供している。

オールアバウト社では、知的資産を「情報編集力」「専門家ネットワーク」「収益マネジメント力」「人材・組織力」「ブランド」の5つと捉えており、これらの力を組み合わせて活用し、メディアを運営している（2007年4月-2008年3月報告書、13-14頁）。オールアバウト社は、2005年、2006年、2007年と3年に渡り報告書を開示していたが、2008年以降において報告書の開示を行っていない。

2013年11月1日に、オールアバウト社の経営管理部吉岡雅英氏に対し、2008年以降において報告書の開示が行われていない理由についてヒアリング調査を行った結果は、次のとおりである。

「当社では、『過去3回の経営報告書の公表を通じて、当社が蓄積してきた知的資産に対する理解が高まった』、『経営報告書の作成を継続するためのコスト・労力に対し、IR面の効果が少ない』と考えておりまして、現在は、経営報告書の作成・公表に代わり、決算説明会資料の公表にて、経営状況のご報告とさせていただきます。

ヒアリング調査から、オールアバウト社では報告書を継続的に作成するためのコストおよび労力の観点から報告書の活用が現状において中止されており、報告書の作成および開示に代わり決算説明会資料の公表にて経営状況の報告が成されていることが確認できた。

【4】イーパーセル社のケース

イーパーセル社は、2001年1月から日本人の営業を開始した企業である。イーパーセル社は、インターネットを使ったセキュアなデジタル配送サービスを事業内容としており、現在は6,000社を超える世界中の企業の秘匿性の高い電子小包を「安全」「確実」「高速」に配送する、インターネット上の国際物流会社である。なお、1997年にラスベガスで開催されたCOMDEXで『Best Internet Software Finalist』を受賞しており、これによりイーパーセル社の技術が世界初かつ世界最先端であることが実証されている（2007年10月期報告書、4頁）。

イーパーセル社は、新たな経営戦略として知

的資産経営を取り入れたことを動因とし、報告書を作成した。イーパーセル社では、経済産業省のガイドラインに準拠して報告書が作成されており、次の4つを知的資産として分類している。第1に先進的で高度な製品設計、第2に大企業中心の顧客基盤、第3に解約率がほぼゼロに等しいサービス、第4に顧客ニーズに関する知見の蓄積である（2007年10月期報告書、24-30頁）。イーパーセル社は、2007年に報告書の開示を行っており、同年においてドイツで行われた国際会議「IC summit 2007」において、民間ベンチャー企業の代表として参加し、知的資産経営に関するプレゼンテーションを行っている（2007年10月期報告書、10頁）。2007年に報告書が開示された後、2008年以降において一般に対し報告書は開示されていない。

2013年11月3日に、イーパーセル社の代表取締役社長兼CEO北野譲治氏に対し2008年以降において報告書が開示されていない理由についてヒアリング調査を行った結果は、次のとおりである。

「『知的資産経営報告書』に関しては、新たな知的資産の取得およびそれ等の枠組みの整理、またはビジネスモデルの進化に従い社内資料として作成し、管理をしておりますので、一般には開示しておりません。因みに、2010年春、ブリュッセル（Japan-Europe Symposium on Business Reporting for Sustainability）とパリ（The World Conference on Intellectual Capital for Communities Sixth Edition）の国際会議の場で、当時最新の知的資産経営報告書を開示しました」

ヒアリング調査から、イーパーセル社では一

般に対し継続的な開示こそ行っていないものの、報告書は 2008 年以後も作成されており、かつ国際会議の場において開示されていることが明らかとなった。

【5】京都情報化支援事務所のケース

京都情報化支援事務所は、1996 年 7 月に創業された京都府に本社を置く企業である。京都情報化支援事務所は、ソフトウェアの開発と販売、サーバハウジング／ホスティング事業、システムの運用保守、システムコンサルティング、コンピュータおよび周辺機器の販売、ホームページの企画・立案・作成を業としている。

京都情報化支援事務所は、2007 年 12 月に池田銀行（現：池田泉州銀行）による「第 8 回ニュービジネス助成金地域起こし奨励賞」の受賞を契機とし、2008 年 5 月に京都府が公表した「知恵の経営報告書作成ガイドブック」に準拠して報告書を作成した（2008 年 11 月期報告書、50-51 頁）。2008 年度の報告書を開示した以降は、開示が行われていない。

京都情報化支援事務所では、知的資産として「問題解決としてのシステム構築技術」「IT 技術に関する知的資産」「知的資産の蓄積の仕組みづくり（KPI）」「児童相談およびケースワークにおける知的資産」「声を聞く仕組み」「パートナーの存在」を、報告書において説明している（2008 年 11 月期報告書、21-37 頁）。

2014 年 4 月 16 日に、京都情報化支援事務所の取締役所長福竹康志氏に対し継続的な開示を行っていない理由についてヒアリング調査を行った結果は、次のとおりである。

「知恵の経営報告書の作成には、かなりの労力とコストがかかったのですが、お陰様でその後、京都府で 7 番目の知恵の経営実践モデ

ル企業として認定をうけました。ただその後に関しましては、作成コストと効果のバランスを考えたときに、直接的な付加価値が見いだせず、2009 年以降は更新を行っておりません」

ヒアリング調査から、京都情報化支援事務所では作成コストと効果のバランスを考慮した結果、報告書を更新していないことが確認できた。

5. ヒアリング調査結果の分析と検討

ニーモニックセキュリティ社、オールアバウト社、イーパーセル社、および京都情報化支援事務所のヒアリング調査結果を分析すると、報告書の継続的な開示を中止したという共通点があるものの、4 社は 2 つに大別される。1 つ目は、継続的に報告書を活用しているものの、社内用に特化しているため、一般への開示は行っていない企業（イーパーセル社）である。そして 2 つ目は、費用対効果の結果から報告書の作成および開示を現状において中止した企業（ニーモニックセキュリティ社、オールアバウト社、京都情報化支援事務所）である。

イーパーセル社のケースは、報告書の活用における第 1 の目的が社内管理に特化したものであったため、一般に対する継続的な開示を行っていなかった。つまりイーパーセル社では、継続的な開示こそ行っていないが、報告書の活用自体を中止したのではない。寧ろ、社内管理の徹底に特化するために、常に知的資産を戦略的に刺激しつつ報告書を活用しているのである。

その反面、ニーモニックセキュリティ社、オールアバウト社、および京都情報化支援事務所は、報告書を活用することよりも、作成するための時間やコストといった負担を軽減することの方が経営していくうえで優位に働くものと判断したため、報告書の活用を現状において中止

したことが確認できる。ゆえに、上記3社のヒアリング調査結果からは、経済産業省の「知的資産経営ポータル」に掲載されている企業が、作成コストの観点から、報告書の作成および開示を中止している可能性を否定することができないものと判断する。

ニーモニックセキュリティ社の「外部から専門家を呼ぶ必要がある」、オールアバウト社の「経営報告書の作成を継続するためのコスト・労力に対し、IR面の効果が少ない」、そして京都情報化支援事務所の「作成コストと効果のバランスを考えたときに、直接的な付加価値が見いだせず」とのコメントから、中小企業診断士、行政書士、弁理士等の専門家といった専門家(以下、「支援者」という)の関与について検討する。

無形の資産は、目に見えないという性質から、一般的に有形の資産よりもその管理や運用において相当な困難を要する*9。ゆえに、無形である知的資産を可視化する報告書の作成には、専門的な知識が必要となる。古賀ら(2011)が経済産業省近畿経済産業局によって2010年9月実施された「知的資産経営報告書の評価に関するアンケート調査」から入手した経営者のアンケート回答データを参考に分析を行った結果、「信憑性を確保するためにどのような対策を重視しているか」という課題において、最も重要と考えられる3項目が、「経営理念から価値創造ストーリー展開に一貫性をもたらす」「各情報間での整合性」および「作成支援者の支援・関与を得ること」であると分析している*10。この分析結果から、企業経営者の視点において、報告書の信憑性を確保するために支援者の関与を得ていることが確認できる。

中森(2010)は、報告書を作成し第三者評価を受けた企業に対するアンケート調査を行った結果、報告書の作成には、支援者の存在が重要で

あることを述べている*11。さらに中森(2010)は、報告書の信憑性・信頼性への影響項目に関する質問での調査結果から、「知的資産開示の信憑性を高めるには、単に知的資産の存在だけでなく、事業内容や財務内容との関係性および知的資産の活用方法や活用方針を示すことが必要だと言える。ただし、KPIを示すことが非常に難しいために、知的資産と財務内容との関係性をうまく表せないことが多い(p.40)」と論じている*11。

2013年1月17日に一般財団法人知的資産活用センター(以下、「知的資産活用センター」という)に対し、経済産業省の「知的資産経営ポータル」の開示事例への掲示基準について確認をとったところ、次の回答を得た。

「知的資産経営報告書の開示例の件ですが、特別に開示基準などは設けておりません。『知的資産経営報告書』として作成されており、作成支援者などから掲載依頼があった場合に掲載させて頂いております。勿論、作成企業の同意が必要となります。企業様から直接開示例に載せて欲しいという依頼は、いまのところありませんが、客観性の担保のために、出来れば支援者に見て頂いて支援者から依頼があった方が望ましいと考えております。(只の広告にならないようにとの考えですので、内容が良ければ特別問題はありませぬ)」

経済産業省の「知的資産経営ポータル」に掲載されている報告書には、支援者のエビデンスが記載されているものといないものがある。支援者のエビデンスが記載されていない報告書の場合、一見すると企業の力のみで作成された報告書のように思えるが、知的資産活用センターの回答から、経済産業省の「知的資産経営ポータル」に掲載されている報告書は、支援者のエ

ビジネスが記載されていないものを含み、支援者が全て監修を行っていたことが確認できる。

知的資産活用センターが、「企業様から直接開示例に載せて欲しいという依頼は、いまのところありません」と述べているが、特別な開示基準などは設けていないにも関わらず、何故自らの力のみで作成した報告書を、経済産業省の「知的資産経営ポータル」に掲載を依頼した企業が1社もいなかったのであろうか。

ガイドラインの「基本的な原則」および「その他の留意点」においては、支援者の関与に関する記述はなく、報告書を作成するうえで支援者が関与しなければならないという決まりごとはないはずであるが、経済産業省の「知的資産経営ポータル」に掲載されている全ての報告書が支援者により監修を行っていたことから、実際には、報告書を作成するにあたり支援者の監修が必然的なものと企業側が認知している傾向にあるものと判断する。

ニーモニックセキュリティ社、オールアバウト社、京都情報化支援事務所の調査結果を基に報告書の「継続開示する価値」について考察すると、ニーモニックセキュリティ社は2005年、2006年、2007年の3年に渡り報告書を開示した後に現時点において活用を中止しており、オールアバウト社は、2005年、2006年、2007年と3年に渡り報告書を開示した後に現時点において活用を中止しており、京都情報化支援事務所は2008年度の報告書を開示した後に現時点において活用を中止している。報告書の活用を中止した原因を「作成のための時間やコスト」としている点から、①作ってみる価値>作成のための時間+コスト、②継続作成し継続開示する価値>作成のための時間+コストの2つの不等式に分けて考えた場合、3社は、①は認識したが②は認識できなかったものとする。よっ

て、ガイドラインおよびマニュアルにおいて継続的に報告書を開示する価値について記載がされているものの、企業は作成のための時間およびコストを上回るだけの高い価値を現状において認識していないものと判断する。

報告書を作成するうえで重要なことは、経営戦略の信憑性を確保するために定量データを活用し、そして客観性を持たせるために指標の算出方法や引用の根拠を示すことである^{*12}。事実証明を業務とする支援者の関与により作成コストがかかるものの、報告書の信憑性や客観性が向上すると言える。しかし、企業が自ら報告書を作成できることを前提として、知的資産指標の内容および指標例はガイドラインに記載されており、また中小企業向けの知的資産指標についてはマニュアルに記載されているのである。そのためのガイドラインでありマニュアルなのである。

現状において、報告書を企業の力のみで作成するうえで、ガイドラインおよびマニュアルは、うまく機能していないものとする。報告書を全国的に普及させるため、さらには知的財産立国を実現させるためには、数値化することが非常に難しいとされるKPIを、今後、支援者が継続的に直接関与せずとも企業が自らの力のみで数値化し、報告書を作成できるようになることが必須である。

ガイドラインの公表を初めとする政府主導の報告書の普及活動が進んではいるものの、継続的な報告書の活用が作成コスト面において難しいとする企業が存在するのは、ヒアリング調査からも明らかである。企業が報告書を継続的に活用するためには、政府が与えるインセンティブだけでは現状において不十分であると考えられるため、さらなる環境整備を希求する。

報告書の作成コストの負担を緩和できるよう、

セミナーや相談会、ワークショップを行うといった、支援者が直接関与せずとも信憑性や確実性の高い報告書を作成できるさらなる政策的な支援が急務だと考える。信憑性や確実性の高い報告書を作成することができる企業力を強化する支援が、報告書の有用性を高めるためには必要である。

また、特許権や意匠権等の知的財産権を所有する企業は、経営者や従業員が知的財産管理技能士を取得し、自らが報告書を作成することで支援者に対する作成コストの負担を緩和するだけではなく、知的財産権の情報を含めた有用な報告書の開示が可能になるものとする。これは、経営者や従業員に専門的な知識があることを人的資産として証明するだけではなく、自社のことをよくわかっているという証明にもなる。

6. おわりに

報告書は小規模企業も活用するのであるから、報告書の作成コストがネックとなっている企業は多いものとする。報告書の作成コストがネックとなっている場合においては、報告書の信憑性を高めるためにも裏付けとなる重要な指標を示したうえで、企業の力のみで作成した報告書を活用するのがよいものとする。

なお、本稿ではニーモニックセキュリティ社、オールアウト社、イーパース社、および京都情報化支援事務所のケーススタディを検討したが、4社の他に報告書を継続的に開示していない理由を確認できた2社についても述べたい。M社は最高経営責任者の交代により、報告書を活用する方針ではなくなったという理由から報告書の活用を中止したことが確認できた。そしてP社は、運営業務方法の変更に伴い報告書を作成していないとし、報告書の活用を中止したことが確認できた。何故M社の最高経営責任者

は、報告書を継続活用しないことに決めたのか、何故P社は、運営業務方法の変更を伴ったうえで報告書の作成を継続しなかったのか、その具体的な理由までは、確認することができなかった。

本研究は事例件数が少ないため、さらなる調査が必要であるが、若干なりとも寄与できたものと思われる。報告書を継続作成および継続開示をしている企業に対しヒアリング調査を行うことで「継続開示する価値」が、より明確になるものと判断する。報告書の継続作成および継続開示をしている企業に対する調査および研究は、今後の課題とする。

【謝辞】

本稿の作成にあたり、経済産業省の「知的資産経営ポータル」において報告書が掲載されている企業にご協力をいただきました。なお本稿は、公益財団法人広島大学教育研究支援財団による研究助成を得て行われました。

ここに記して、お世話になった方々に心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

【注記（引用文献、参考文献）】

- *1 古賀智敏・Ulf Johanson・戸田統久「知的資産経営と日本型知的資産報告書の課題」産業経理 Vol.68 No.1 (2008) 38～46 頁
- *2 窪田祐一・三矢 裕・松木智子・島 吉伸・松本誠一「知的資産経営報告書による中小企業のインタンジブルズ・マネジメント（二・完）—中農製作所の事例—」会計 Vol.183 No.2 (2013) 256～268 頁
- *3 虫明千春「知的資産経営報告書の活用の現状と課題—『継続的な開示』の有用性—」日本経営診断学会論集 Vol.14 (2014) 47～51 頁
- *4 経済産業省『知的資産経営の開示ガイドライン』(2005)
- *5 中小企業基盤整備機構『中小企業のための知的資産経営マニュアル』(2007)
- *6 MERITUM PROJECT, *Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles(Intellectual Capital Report)* (2002)
- *7 星野一郎「財務会計における規則性の形成—社会的認知としての位置づけ—」広島大学マネジメント研究 Vol.3 (2003) 1～15 頁
- *8 ヒアリング調査の方法は、電子メールおよび電話によるものである。質問項目は、経済産業省の「知的資産経

営ポータル」への掲載以降、報告書の開示が行われているか、今後も報告書の開示を続けるかである。

- *9 Lev, Baruch. *Intangibles: Management, Measurement, and Reporting*, Washington, DC: Brookings Institution Press (2001), (広瀬義州・桜井久勝監訳『ブランドの経営と会計：インタンジブルズ』東洋経済新報社 2002)
- *10 古賀智敏・姚 俊・島田佳憲「企業の持続的発展と非財務情報の開示のあり方—知的資産情報を中心として—」産業経理 Vol.71 No.1 (2011) 13～26 頁
- *11 中森孝文「中小企業の知的資産の開示に関する考察—私募債発行企業と知的資産経営報告書作成企業の比較分析を中心に—」商工金融 Vol.60 No.10 (2010) 23～43 頁
- *12 山本英一・俣野敏道「知的財産政策の新展開—知的財産から知的資産へ—」知財ぶりずむ Vol.7 No.76 (2009) 75～91 頁

(論文受領日：2016年12月13日)